

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日

2. 目標内容・対策時期

目標1：管理職に占める女性の割合を3年後までに30%とする

<対策>

- 2026年4月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施及びロールモデルとして社員に紹介する
- 2026年10月～ 女性社員を対象としたキャリアに関するワークショップを開始する
- 2027年4月～ 女性管理職登用に向けた上層部とのヒアリング・検討会議を実施する

目標2：育児休業取得率を女性社員は100%継続、男性社員は取得率を対前年比増加とし、3年後には取得率50%以上とする

<対策>

- 2026年4月～ 部署ごとの育児休業取得状況確認と、育児休業に関する制度の周知実施
- 2026年7月～ 40歳未満の社員に対し、育児に関するアンケートを実施する
- 2027年4月～ 各年度内の育児休業取得者の体験談の集約、座談会などを実施する